

第3回木更津市空家等対策協議会

平成30年5月15日

木更津市役所駅前庁舎 8階

防災室会議室

空家等の指導状況について
(公開)

平成29年度現地調査実績（平成30年3月31日時点）

概ね1日あたり1件の現地調査を実施
2日に1件が対応又は対応予定

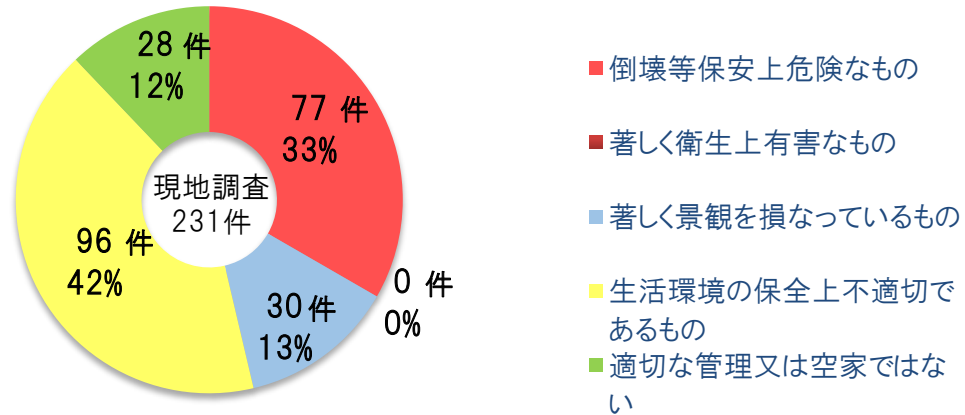
現地調査 231件 ※非住宅を 含む	項目	判定	所有者 調査中	通知済	対応済		対応予定	指導継続
						うち解体		
	倒壊等保安上危険なもの	77	11	66	20	18	19	27
	著しく衛生上有害なもの	0	0	0	0	0	0	0
	著しく景観を損なっているもの	30	4	26	16	2	4	6
	生活環境の保全上不適切であるもの	96	8	88	50	3	16	22
	小計	203	23	180	86	23	39	55
	適切な管理又は空家ではない	28	-	-	-	-	-	-

上記現地調査231件のうち、空家等実態調査（平成28年度委託調査）に対応する件数

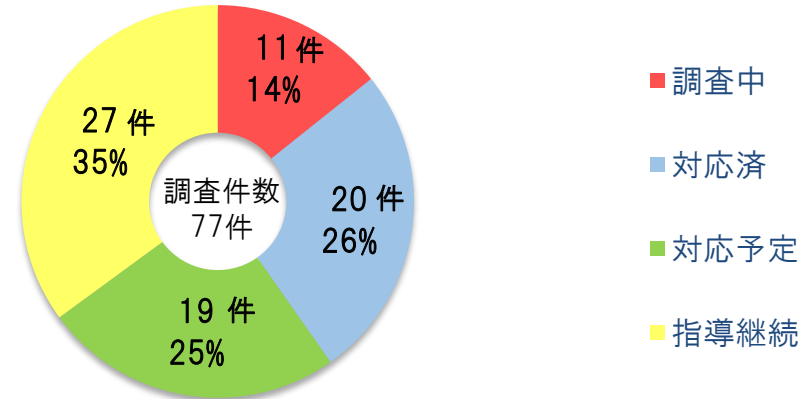
実態調査 378件 ※対象は、 戸建住宅	項目	判定（件）	調査済（件）	実施率	判定内訳（件）		再判定（件）→特定空家等候補	
	倒壊等保安上危険なもの	92	92	100.0%	倒壊等の危険 衛生上有害 景観阻害 保全上不適切 適切な管理等	40 0 5 29 18	倒壊等の危険	46
	著しく衛生上有害なもの	172	13	7.6%	倒壊等の危険 衛生上有害 景観阻害 保全上不適切 適切な管理等	3 0 4 4 2	衛生上有害	0
	著しく景観を損なっているもの	99	14	14.1%	倒壊等の危険 衛生上有害 景観阻害 保全上不適切 適切な管理等	2 0 6 5 1	景観阻害	16
	生活環境の保全上不適切であるもの	15	2	13.3%	倒壊等の危険 衛生上有害 景観阻害 保全上不適切 適切な管理等	1 0 1 0 0	保全上不適切	38
	小計	378	121	32.0%		121	適切な管理等	21

助言指導の内容(平成30年3月31日時点)

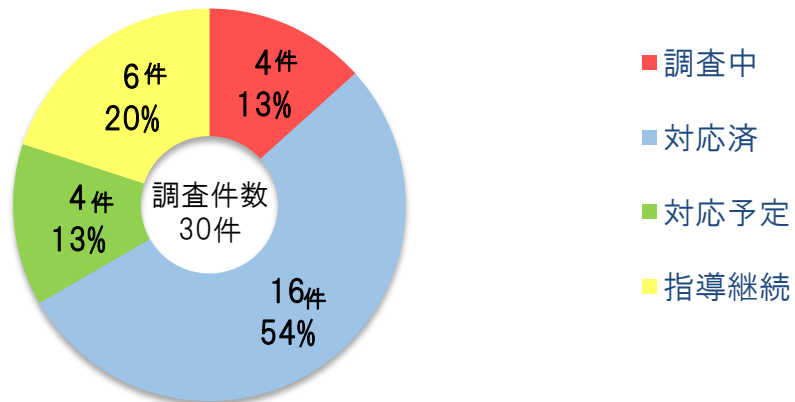
平成29年度現地調査結果



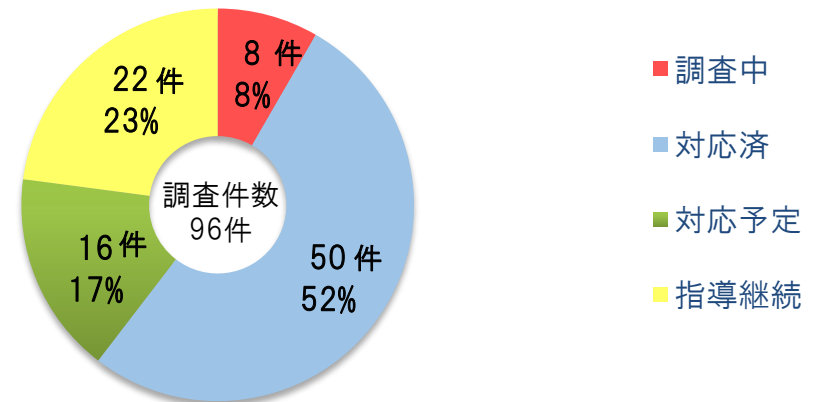
倒壊等保安上危険なもの



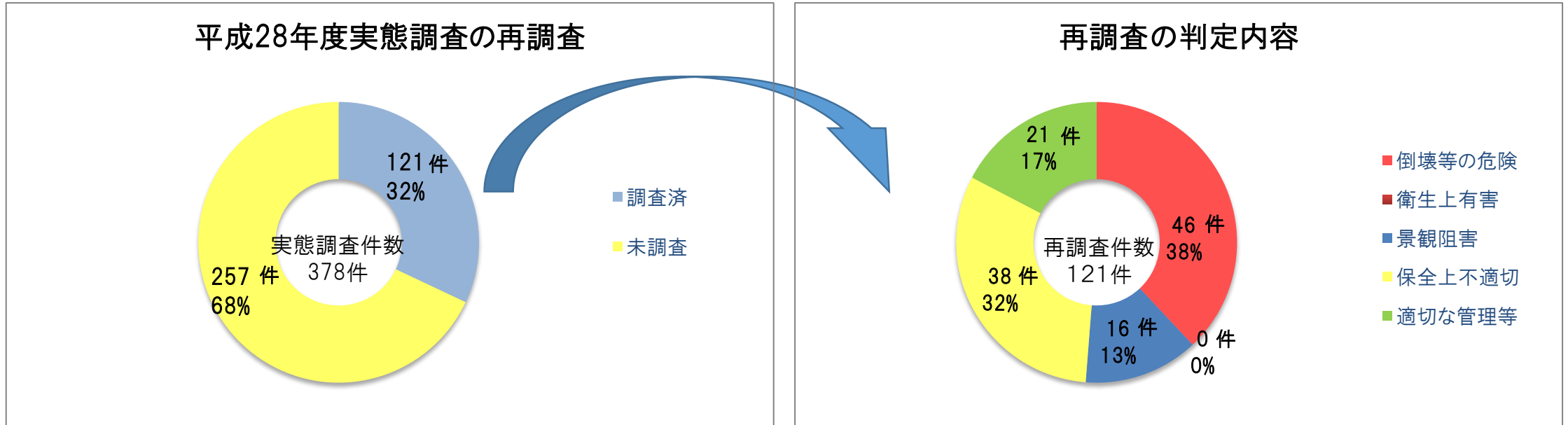
著しく景観を損なっているもの



生活環境の保全上不適切であるもの



空家等実態調査(平成28年度委託調査)の再調査の内容



注)

1. 倒壊等の危険… 建築物の傾斜、土台・柱等の腐朽、屋根・外壁の破損、軒の傾斜脱落 など
2. 衛生上有害…… ごみの放置・排水の流出による臭気、ごみの放置による小動物・害虫の発生 など
3. 景観阻害……… 落書き、雑草・ごみの散乱、窓ガラスの破損、立木等の繁茂 など
4. 保全上不適切… 立木の倒壊による通行阻害、開口部破損による侵入者 など

軽微な緊急措置(条例第6条)の実績

空家等の所在地	空家等の用途	措置の概要	費用請求の有無	備考
大久保5丁目	戸建て住宅	ロープ張りによる敷地侵入防止	無	
祇園1丁目	戸建て住宅	スズメ蜂の巣の駆除	無	
祇園2丁目	戸建て住宅	道路沿い樹木の枝打ち	無	
真舟4丁目	戸建て住宅	カーポート屋根撤去	無	
中央3丁目	ホテル	南京錠取付けによる侵入防止	有	

【木更津市空家等対策の推進に関する条例(抜粋)】

(軽微な緊急措置)

第6条 市長は、空家等について、人の生命、身体又は財産の危険を避けるため緊急の必要があると認めるときは、開放されている窓の閉鎖、樹木の枝打ちその他の規則で定める軽微な措置を講ずることができる。

2 (略)

3 (略)

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

空家バンク及び空家リフォーム助成事業について
(公開)

空家バンクの登録状況

登録番号:T001



空地	牛袋	売却
土地面積	約94坪	900万円
建物面積	—	

登録番号:A001



空家	八幡台6丁目	売却
土地面積	約135坪	2,000万円
建物面積	約33坪	築29年

空家バンクの登録状況

登録番号:A002



空地	八幡台7丁目	売却
土地面積	約70坪	1,000万円
建物面積	約31坪	築31年

登録番号:A003



空家	笹子	売却
土地面積	約300坪	2,200万円
建物面積	約40坪	築44年

空家バンクの登録状況

登録番号:A004



空地	長須賀	賃貸
土地面積	約51坪	7万2千円
建物面積	約23坪	築28年

賃貸	空地	長須賀

空家リフォーム助成の概要

◆助成対象の空家

- ・空家バンクに登録された空家

◆助成対象者

- ・空家の所有者、購入又は賃借する者
- ・空家に定住する人、又は地域交流拠点などの施設(特定施設)として利用する者

◆対象経費

- ・内外装の改修
- ・バリアフリー改修
- ・耐震改修
- ・設備改修 など

◆助成限度額

- ・住居:50万円かつ1/2以内
- ・特定施設:150万円かつ2/3以内

◆加算措置

- ・転入世帯:10万円
- ・子育て世帯:児童1人につき20万円(60万円まで)
- ・新婚世帯:20万円
- ・親世帯との近居:10万円
- ・重点地区:20万円
- ・耐震指標1.0以上の耐震化:30万円
- ・耐震指標0.7以上の耐震化:10万円

関係団体との協定の締結について
(公開)

空家等対策の推進に係る協定の締結(平成29年11月22日)



市は、千葉司法書士会、千葉県宅地建物取引業協会南総支部、千葉県建築士事務所協会と協定を締結しました。

市と関係団体が連携・協力し、空家等対策を推進することにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを目指します。

右から
千葉司法書士会 長谷川会長
渡辺市長
千葉県宅地建物取引業協会南総支部 山村支部長
千葉県建築士事務所協会 金子会長